ジュネーヴ国際経済会議と ハーグ会議にみるフランス経済外交

――戦間期ヨーロッパにおける 経済秩序の分離と制度化――

佐々木　裕　史

はじめに
一　ジュネーヴ国際経済会議――経済秩序構想の形成と賠償問題の分離
　㈠　ジュネーヴ国際経済会議の要請――経済の組織化と関税問題
　㈡　三委員会の収斂――関税問題の中心化
　㈢　英仏対立の顕在化――通商問題をめぐる対立
　㈣　関税・通商問題から賠償問題の最終的解決へ
二　賠償問題の金融的制度化――ヤング・プランの形成
　㈠　経済問題の再政治化――賠償問題の再浮上
　㈡　ドーズ・プランの限界とフランスの制度化戦略
　㈢　ヤング・プラン――賠償問題の金融的制度化
　㈣　交渉における政治・経済問題の交錯――ヤング・プランはドーズ・プランを克服したか？
三　ハーグ会議（第一次）
　㈠　水面下の交渉からパリ専門家会議まで――技術化された対立の形成
　㈡　パリ専門家会議後――ヨーロッパ連邦構想
　㈢　ハーグ会議――仏独協力政策の構造的制約の顕在化
　㈣　小　括
おわりに――二つの「経済」会議から

はじめに

本稿は、ジュネーヴ国際経済会議（1927年）およびハーグ会議（1929年）を、ロカルノ体制下におけるフランス経済外交の展開の中に位置づけ直し、戦間期ヨーロッパにおける経済秩序の制度化過程を再検討することを目的

とする。

戦間期ヨーロッパにおいて、賠償問題は単なる財政問題にとどまらず、国際政治秩序全体を規定する中核的課題であった。本稿は、賠償問題の処理過程に注目し、それがいかにして政治的交渉の対象として扱われ続けながらも、同時に経済的・金融的枠組みによって処理される対象へと再編されていったのかを明らかにする。

本稿の基本的視角は、賠償問題という本質的に政治的な問題が、国際経済秩序の議論から意図的に切り離されることによって、その後の制度化の方向が規定されたという点にある。この過程で、賠償問題とそれ以外の経済問題とは、同一の国際経済的基盤に依拠しながらも、異なる交渉領域へと分離され、その後二つの系統として展開するに至ったのである。本稿は、この分離と分岐の過程を明らかにすることを主たる課題とする。とりわけハーグ会議における一連の交渉は、賠償問題を金融的制度の中に組み込む方向で進展したが、その過程は主として金融秩序の領域に限定されていた点に特徴がある。

従来の研究では、ジュネーヴ国際経済会議は、各国首脳を排した専門家中心の技術的会議として、主に国際関係史の文脈で論じられてきた。例えば、戦間期における国際関係を政治と経済の不可分な関係として捉え、通貨安定や関税障壁の緩和を通じた自由主義的国際経済秩序の再建を目指す思想の頂点として同会議を位置づける研究[1]や、国家の関税政策と産業間協定を結合する経済の組織化の試みとしてその制度構想を分析する研究[2]がある。他方で、ハーグ会議は、ヤング・プランの実施をめぐる政府間交渉の場として、賠償問題や連合国間債務の枠組みの中で分析されてきた[3]。

1）René Girault, “Économie et politique internationale: diplomatie et banque pendant l’entre-deux-guerres”, *Relations internationales*, no. 21, 1980, pp. 7–22.

2）Éric Bussière, “L’amorce d’une solution européenne : la conférence économique de 1927”, *La France, la Belgique et l’organisation économique de l’Europe, 1918–1935*, Institut de la gestion publique et du développement économique, 1992.

3）Denise Artaud, *La question des dettes interalliées et la reconstruction de l’Europe, 1917–1929*, Atelier reproduction des thèses, Université de Lille III, 1978.

これらの研究は、それぞれ重要な知見を提示しているものの、両会議を連続的な過程として把握する視点は必ずしも十分に提示されてこなかった。

とりわけ、経済協力の形成過程を扱う研究[4]と、賠償問題の制度的処理を扱う研究との間には、分析上の断絶が存在する。この点において、通商・関税・通貨をめぐる多国間協調の試みと、賠償問題をめぐる政治的・金融的交渉とが、いかに接続され、あるいは分離されて制度として具体化されたのかという過程については、なお十分に解明されていない。本稿は、この点に着目し、両者を架橋する分析枠組みを提示する。本稿の制度化概念は、既存研究が主として制度の成立や機能に注目してきたのに対し、政治交渉過程と市場メカニズムの結合として把握する点に特徴がある。

本稿でいう「経済秩序」とは、通商・関税政策、通貨・信用制度、国際資本移転および賠償制度を含む国際的経済関係を規律する制度的枠組みの総体を指す。本稿の関心は、これら諸要素がいかに相互に連関しながらも、戦間期において異なる交渉領域へと分離され、制度化されたのかを明らかにする点にある。

本稿において「制度化」とは、本来は経済問題でありながら、国家利益や安全保障上の考慮と結びつくことで政治化された交渉（以下、「政治的交渉」と呼ぶ）によって形成された暫定的合意を、国際的な規則および金融メカニズムとして固定化し、市場を通じて持続的に運用可能な枠組みへと転化し、同時に各国の制約を内部に組み込む過程を指す。この観点からすれば、国際決済銀行の設立や賠償債務の流動化は、賠償問題を国際金融秩序の内部に組み込む試みとして理解される。ここでいう「金融的制度」とは、法的・組織的な金融制度そのものではなく、金融技術や市場メカニズムを用いて構成された制度的仕組みを意味する。また、本稿において国際連盟は、独自の政策主体としてではなく、各国の利害と専門家の議論が交錯するフォーラムとして位置づけられる。国際連盟は議題設定や技術的枠

4） Sylvain Schirmann, *Crise, Coopération Économique et Financière Entre États Européens 1929-1933,* Comité pour l'histoire économique et financière de la France, 2000.

組みの提供で重要な役割を果たしたが、最終的な制度形成は、引き続き各国政府間の政治的交渉に依拠していたのである。

歴史的に見れば、分離の契機はジュネーヴ国際経済会議ですでに現れていた。同会議では、商業・工業・農業の包括的な経済秩序の再編が議論されたにもかかわらず、賠償問題は当初から意図的に議題から除外されていた。賠償金支払いは通貨・信用・通商の諸問題と不可分に結びついた国際資本移転の中核であったにもかかわらず、それは政治問題として分離されたまま処理されたのである。この排除は、経済秩序構想の射程を規定すると同時に、賠償問題とそれ以外の経済問題とを異なる交渉領域へと分岐させる契機となった。

その後、1924年のドーズ・プラン以降、アメリカ資本の流入に支えられたヨーロッパ経済は一時的な安定を示したが、1926年以降、その構造的脆弱性が顕在化するにつれて、賠償問題は国際的信用秩序の問題として再定義されていった。ドーズ・プランの改訂交渉では、賠償問題を金融的制度によって処理する方向が確定し、ハーグ会議では、制度化が主として金融秩序の領域で進められた。

より注目すべき点は、このような分離の結果として形成されたもう一つの系統、通商・関税・通貨政策を含む協調的経済行動に関する議論が、常に賠償問題に起因する通貨・信用の不安定性によって制約され続けたことである。経済秩序の包括的再編を目指す多国間の試みは、独自の議論空間を形成しながらも、その実現可能性は国際金融秩序の不安定性によって構造的に制限されていた。

本稿は以上の視角から、ジュネーヴ国際経済会議における議論とその限界、ドーズ・プラン改訂をめぐる英独仏の交渉過程、さらにハーグ会議における外交交渉の展開を通じて、これら二つの系統がいかに形成され、またいかなる関係のもとに展開したのかを再構成する。その際、フランスの未公刊史料を中心に、国際連盟関係資料および各国外交文書を横断的に用いることにより、多国間交渉における相互作用の動態を明らかにする。

本稿の構成は次の通りである。第一章では、ジュネーヴ国際経済会議の成立過程とヨーロッパ経済統合構想の源流を検討し、とりわけ関税問題を

中心に各国の立場とその対立構造を分析する。第二章では、ドーズ・プランの制度的限界とその改訂交渉に焦点を当て、フランスが賠償問題を主導的に推進し、金融市場を活用した制度的枠組みによる解決を模索する過程を明らかにする。第三章では、ハーグ会議における交渉動態を分析し、ヤング・プランの制度設計が当初から各国の戦略的非対称性によって制約されていたことを示す。

ジュネーヴ国際経済会議からハーグ会議に至る過程を分析する本稿は、単なる戦間期フランス経済外交の失敗を論じるものではない。むしろ、フランスの主導したヨーロッパ経済統合構想が、当初より内在的な緊張と矛盾を抱えつつ展開され、「ヨーロッパの連邦的連合構想[5)]」から、ドナウ地域経済再建構想としてのタルデュー・プラン[6)]へと連続する動態の出発点となったことを明らかにするものである。さらにこの過程は、ロカルノ体制下で一時的に安定した独仏関係が、賠償問題を制度化する交渉を通じて再び政治的緊張を内包し、ドイツの修正主義的傾向の強まりに対して、フランスがより拘束的な制度枠組みを構想し、その実現にあたってイギリスとの協調が不可欠となる段階へ移行していく、大国間関係の再編過程としても理解される。

なお、本稿は国際関係史と経済史を架橋する試みではあるが、当時の経済政策の妥当性そのものを評価することを目的とするものではない。

5） Société des Nations archives digitales（以下 “SdN archives”）, “Documents relatifs à l’organisation d’un régime d’union fédérale européenne”, A-46-1930-VII_FR, pp. 4-17. Archives de la Société des Nations, Genève（デジタル・アーカイブ）, https://archives.ungeneva.org/lontad（2026年 3 月31日アクセス）.

6） Archives du ministère des Affaires étrangères（AMAE）, La Courneuve, Papiers d’agents – archives privées（PA-AP）, 166PA-AP André Tardieu, carton 517 “Négociations”, 10 février – 2 avril 1932, doc. 67-70.

一　ジュネーヴ国際経済会議――経済秩序構想の形成と賠償問題の分離

㈠　ジュネーヴ国際経済会議の要請――経済の組織化と関税問題

本節では、ジュネーヴ国際経済会議の成立過程を検討することを通じて、戦間期ヨーロッパにおける経済問題の組織化が、いかなる前提のもとで構想されたのかを明らかにする。とりわけ本稿の関心は、国際経済秩序の再編を志向する会議において、賠償問題および連合国間債務がいかにして議題から排除され、そのことが後の制度化の方向をいかに規定したのかという点にある。

1925年は、ドーズ・プランの実施、ヴェルサイユ条約によって課されたドイツの関税自主権制限の終了、ロカルノ条約の締結といった一連の動向により、国際政治の安定が相対的に確保され、経済問題に対する本格的な取り組みが可能となる条件が整った。また、イギリスが金本位制へ復帰したことに象徴されるように、通貨安定化に向けた動きも進展し、国際経済関係を再組織化するための前提が徐々に形成されつつあった。

このような状況のもと、1925年 9 月24日の国際連盟総会で、フランスのルーシェール（Louis Loucheur）は国際経済会議の開催を提案した[7)]。提案は満場一致で採択され、各国の間で経済問題を国際的に協議する必要性に対する広範な認識が共有されていたことが示された。オランダのラウドン（Jonkheer Loudon）は、安全保障および軍縮の問題が世界経済の安定と不可分であることを指摘し、経済的無秩序を回避するための国際協力の必要性を強調した[8)]。こうした認識は、第一次世界大戦後に試みられた経済

7）SdN archives, “Compte rendu de la sixième assemblée, quinzième séance plénière, 1925 – Stenographic Record”, septembre 24, 1925, R1388-26-43540, pp. 4-8.

8）Ibid.

戦争的手段が期待された成果をもたらさなかったという経験に基づくものであった[9)]。

ルーシェールはさらに、会議準備に関する具体的方針を提示する中で、本会議の性格を決定づけるいくつかの重要な原則を明らかにした。第一に、国際連盟加盟国に限定せず、広く諸国の参加を求めること、第二に、専門家による技術的検討を中心とすること、そして第三に、連合国間債務および賠償問題を議題としないことである。とりわけ、当時国際連盟に未加盟であったドイツの参加を前提とした点は、ヨーロッパ経済再建には同国の協力が不可欠であるという現実的認識を反映するものであった[10)]。

ここで注目すべきは、国際経済秩序の再編を目的とする会議でありながら、国際資本移転の中核をなす賠償問題および連合国間債務が、当初から意図的に議題から排除された点である。これは、経済問題を専門的・技術的な枠組みの中で処理するための前提条件であったと同時に、経済秩序の包括的再編を構造的に制約する条件をも形成するものであった。この時点で、賠償問題とそれ以外の経済問題とは異なる交渉領域に分離され、その後の制度化は二つの系統として展開していく起点となった。

提案に対する各国の反応は、当時の国際経済協力に対する期待と限界の双方を示している。ドイツの商工業界はこれを好意的に受け止め、ハンザ同盟は国際連盟加盟後に同様の提案を行う意向を示した。また、帝国議会議員パーシェ（Hermann Paasche）は、生産の合理的配分を検討する国際的枠組みの必要性を強調し、さらに帝国銀行総裁シャハト（Hjalmar Schacht）は、ヨーロッパを一つの経済単位として統合する構想を提示していた。これらは、経済の組織化を志向する動きがドイツでも共有されていたことを示している[11)]。

9） Eric Bussière, “L’Organisation économique de la SDN et la naissance du régionalisme économique en Europe”, *Relations internationales*, no. 75, automne 1993, pp. 301-313.

10） SdN archives, R1388-26-43540.

11） AMAE, CPCOM Série Y – Internationale（以下 “CPCOM”）, carton 629, “Coopération économique internationale”, doc. 5-6, 7 décembre 1925.

他方で、スウェーデン外相ルーフグレン（Eliel Löfgren）は、国際経済協力の前提条件に関して重要な指摘を行っている。国際連盟の経済委員会が積極的なイニシアティヴを取ることができなかった理由として、金本位制復帰に代表される金融的安定の欠如、およびドイツ賠償問題と連合国間債務問題が未解決であることを挙げた[12]。この指摘は、経済秩序の組織化が、賠償問題を含む国際的資本移転の安定に依存するものであったという当時の認識を明確に示している。

したがって、経済問題の組織化は、それ自体として完結しうるものではなく、国際金融秩序の安定を前提とするものであったにもかかわらず、まさにその前提をなす賠償問題が会議の議題から排除されたことになる。この構造的分離は、経済協力に関する議論を独自の領域として成立させる一方で、その実現可能性を制度的に制約する矛盾を内包するものであった。

この状況のもとで各国が構想したのは、関税障壁の緩和を中心とする国際貿易の組織化であった。つまり、生産の合理的配分や原材料の公平な分配を目指す経済秩序の構築では、最大の障害と認識されていたのが関税だった。ジュネーヴ国際経済会議は、フランスの労働総同盟書記長ジュオー（Léon Jouhaux）が述べたように、政治的利害を排した専門家による技術的検討の場として構想され、主要な経済問題に限定した議論を行うことが目指された[13]。

実際の会議では、経済の組織化の具体的手段としての関税の取り扱いをめぐり、各国の利害対立が顕在化する。これらの対立は抽象的理念のレベルにとどまるものではなく、会議における議題配分および委員会構成の中に具体的に現れることとなった。以下では、賠償問題を排除したまま経済秩序の組織化が試みられるという枠組みのもとで、どのような対立が形成されたのかを、三つの委員会の議論に即して検討する。

12）　Ibid., doc. 1-2, Stockholm, 10 octobre 1925.

13）　Ibid., doc. 50-52, “Les conclusions du rapport de M. Loucheur sur la Conférence économique”, Genève, le 21 septembre 1926.

㈡　三委員会の収斂――関税問題の中心化

ジュネーヴ国際経済会議は、約一年にわたる準備委員会での検討を経て、1927年５月４日から23日までジュネーヴで開催された[14]。会議には、国際連盟加盟国および非加盟国あわせて50か国から約200名の専門家が参加し、非加盟国としてアメリカおよびソ連も加わった。フランス代表団は、ルーシェールをはじめ、ジュオー、セリュイ（Daniel Serruys）、ド・ペリモフ（Henri de Peyerimhoff）、ゴーティエ（Jules Gautier）ら、行政・産業・労働・農業の各分野を代表する人員によって構成されていた[15]。この構成は、本会議が政治的交渉の場ではなく、経済問題を専門的・技術的に処理することを目的としていたことを示している。

会議は冒頭の全体会議の後、議題に応じて商業・工業・農業の三委員会に分かれて審議が行われた。委員会構造は、多岐にわたる経済問題を分野ごとに整理し、専門的検討を可能とするための制度的な仕組みであった。各委員会の議題はそれぞれ異なり、商業委員会は貿易の自由、関税および通商条約、国内的保護措置を扱い、工業委員会は生産の組織化や国際的工業協定、農業委員会は農業危機の原因と国際協力の可能性を主要な検討対象とした[16]。一見すれば、これらの議題はそれぞれ独立した問題領域を構成しているように見える。しかしながら、議論の進展に伴い、各委員会における問題は相互に連関し、特定の論点へと収斂していった。その中心に位置したのが、関税および通商政策の問題である。この収斂は、単に各分野の経済活動が相互依存的であったことによるものではない。むしろ、本

14）　なお、会議の議事などは、特に断りがない限り、以下の国際連盟資料を参照し、再構成した。SdN archives, “Actes de la conférence économique internationale tenue à Genève du 4 au 23 mai 1927”, C-356-M-129-1927-II-VOL1_FR; VOL2_FR.

15）　AMAE, CPCOM carton 629, “Note sur la réunion de la Conférence économique internationale（Genève, 4-23 mai 1927）”, doc. 152-159, Paris, le 11 juin 1927.

16）　SdN archives, C-356-M-129-1927-II-VOL2_FR.

来であれば通商・生産・農業の問題を横断する形で検討されるべき通貨、信用、国際資本移転といったより包括的な経済秩序の問題が、会議の議題から排除されていたことに起因していた。その中核に位置する賠償問題および連合国間債務が扱われなかったことにより、議論はそれらを前提としない範囲に限定されざるを得ず、比較的直接的に調整可能な関税および通商政策へと集中していった。

この構造は、各委員会における具体的な議論の展開にも明確に現れている。工業委員会では、生産の組織化の問題が、原材料から製品に至る関税体系のあり方と不可分であることが認識され、関税率の構造が利益配分に直接的影響を及ぼす点が争点となった。他方、農業委員会では、農産物価格の低迷と工業製品との交換条件の不均衡が問題とされ、農業国にとって関税政策が決定的な意味を持つことが確認された。とりわけ東ヨーロッパ諸国は、最恵国待遇原則にもとづく自由貿易よりも、二国間条約による市場確保を志向する傾向を示した。

各委員会における個別議題は、最終的に関税および通商政策の問題へと収斂し、その調整をめぐる対立が会議の中心的争点として浮上した。その結果、三委員会の議論は、関税および通商条約を主題とする商業委員会へと事実上集約されるに至った。経済の組織化は、関税政策の調整という具体的問題として表現されたのである。

関税問題における対立は、単なる政策手段の選択にとどまらなかった。その背後には、関税率の安定性、最恵国待遇原則の適用範囲、さらにはその例外としての二国間条約の正当性をめぐる、国際経済秩序の基本原理に関する対立が存在していた。自由主義的な多国間通商体制を志向する立場と、国家的利益に基づく選択的市場確保を重視する立場との間の緊張関係が、関税問題を通じて顕在化した。

ジュネーヴのフランス国際連盟局から後日外務省に提出された覚書は、本会議の成果の中核が商業委員会の決議にあったことを強調している。そこでは、通商の自由を阻害する障害の除去、関税率の緩和、そして最恵国待遇条項を原則とする通商関係の構築が確認された。同時に、国際連盟理事会が各国の主権を維持しつつ通商関係の改善を促進するために一定の関

与を行いうる点に、この決議の意義が見出されている[17]。これは、関税政策が依然として国家主権の中核に属する問題でありながら、同時に国際的調整の対象として再定義されつつあったことを示している。

経済の組織化は、関税および通商政策、とりわけ最恵国待遇原則を中心とする枠組みとして一定の制度的方向性を得た。この成果は同時に新たな問題を孕むものであった。関税自主権という国家の基本的権限に対する制約の可能性が浮上したことにより、関税問題は不可避的に政治問題化したのである。さらに、政治化された関税・通商政策は、為替の安定や財政均衡といった問題と密接に結びつき、最終的には通貨、信用および国際資本移転の問題へと連関していった。

これらの問題の中核に位置する賠償問題および連合国間債務は、依然として会議の枠組みの外部に置かれていた。経済秩序の包括的再編は構想されながらも、その実現に不可欠な前提条件は未解決のまま残された。ジュネーヴ国際経済会議で形成された経済協力の枠組みは、賠償問題との制度的分離という構造的制約を内包したまま展開することとなり、この制約こそが、その後の制度化過程を規定する決定的要因となった。

㈢　英仏対立の顕在化――通商問題をめぐる対立

ジュネーヴ国際経済会議で関税問題が中心的争点として浮上したことは、単なる経済政策上の対立にとどまらず、国際経済秩序をいかなる原理にもとづいて制度化するかをめぐる国家間対立を顕在化させるものであった。その中心にあったのは、通商政策の基本原則における英仏間の立場の相違にあった。イギリスは、最恵国待遇原則にもとづく普遍的な自由貿易体制を志向し、既存の市場メカニズムを基礎とした秩序の安定を重視した。これに対してフランスは、二国間交渉と段階的調整を通じて、国家間の合意にもとづく選択的な経済関係の組織化を構想していた[18]。この相違は、単

17）　AMAE, CPCOM carton 629, “Note sur la réunion”, doc. 152–159.

18）　Éric Bussière, “Premiers schémas européens et économie internationale durant l’entre-deux-guerres”, *Relations internationales*, no. 123, 2005, pp. 51–68.

なる自由貿易と保護主義の対立ではなく、国際経済秩序を市場原理に委ねるのか、それとも政治的調整を通じて制度的に構築するのかという、制度化の方法の対立として理解されるべきである。

この構造的対立は、会議以前からすでに形成されていた。ヴェルサイユ条約によって制限されていたドイツの関税自主権が回復された1925年以降、仏独間の経済関係の再編は避けがたい課題となった。また、ロカルノ体制の成立は政治的緊張を緩和したが、それは同時に、経済関係の再編を現実の政策課題として浮上させる契機ともなった。こうした状況のもとで、ルーシェールが構想した「経済の組織化」は、カルテルを基礎とする生産調整と、それに対応した関税の段階的緩和を組み合わせたものであった[19)]。

この構想は、ドイツ産業界から一定の支持を得た[20)]。しかし、地域的・部門的なカルテルにもとづく経済の組織化は、国際的な貿易ルールとしての最恵国待遇条項に例外を設けることを必要とした。そのため、構想は、最恵国待遇原則を通商秩序の基礎とするイギリスの立場とは根本的に相容れなかった。

対立は、本会議の中で具体的に表面化した。フォン・ジーメンス（Carl Friedrich von Siemens）は、ドイツ工業生産におけるカルテル化の必要性を主張した。これに対して、国際商工会議所を代表して演説したランシマン（Leslie Runciman）は、工業部門そのものには踏み込まず、商業における関税問題に焦点を当てた。彼は、為替変動に伴う関税率の短期間での改定が関税の安定性を損なっていることを指摘した。さらに、大英帝国を代表したマスプラット（Sir Max Muspratt）は、ヨーロッパの経済発展と繁栄がイギリスの自由貿易主義の恩恵によって支えられてきたと主張した。続いて発言したアメリカ代表ロビンソン（Henry M. Robinson）は、カルテル化に一定の理解を示しつつも、それが市場における独占および搾取へとつながる危険性に警鐘を鳴らした[21)]。

19）Bussière,"L'Organisation économique de la SDN…", *Relations internationales*, no. 75, 1993.

20）AMAE, CPCOM carton 629, doc. 5-6; doc. 12.

21）SdN archives, "Verbatim record of the plenary meetings", R530-

各委員会でも、経済の組織化を支持するフランスおよびドイツに対して、イギリス、イタリア、北欧諸国はその実現性および有効性に疑問を呈した。工業委員会では、カルテルの議論に対し、スイス、オランダ、スカンディナヴィア諸国から顕著な不信感が示され、イタリアも自国の経済発展の遅れを理由として強い反対を表明した。商業委員会では、即時に実施可能で有効な関税障壁の削減を優先すべきであるとの主張が強調された。他方でフランスは、関税制度の現状を前提とするのではなく、将来的な制度調整の枠組みを構想する立場から議論を展開した[22)]。

しかし、このような立場の相違は、関税制度そのものの調整の困難さによっていっそう先鋭化した。フランスは戦後に再導入した二重関税率にもとづく保護的関税制度を維持しており、国別に異なる関税率を適用していた。そのため、最恵国待遇原則の全面的適用は、フランスの既存の関税制度とは容易に両立しなかった。国際会議では自由主義的な協調姿勢を示しながら、国内では保護主義的な関税制度を維持するという二面性[23)]は、フランス案に対する各国の不信を招き、会議におけるフランスの孤立を深める一因となった。

その帰結として、会議における討議は、経済の組織化という抽象的理念の次元から、関税および通商政策という具体的かつ国家主権に直結する問題へと転化した。最終的に採択された決議は、通商の自由化および関税障壁の緩和を原則として確認するにとどまり、各国の立場の相違を解消するものではなかった。

ジュネーヴ国際経済会議は、経済の組織化という理念が関税問題を通じて具体的政策課題へと転化し、国家間対立として顕在化する過程を示すものであった。同時にそれは、経済秩序の制度化の基本的方向性が、各国の間でなお収斂していなかったことを明らかにするものでもあった。賠償問

10C-59187-46431; von Siemens, 3rd meeting, pp. 4-8; Runciman, 2nd meeting, pp. 5-7; Muspratt, 4th meeting, pp. 2-4; 5th meeting, pp. 5-7.

22） AMAE, CPCOM carton 629, doc. 152-159.

23） Pierre Guillen, “La politique douanière de La France dans les années vingt”, *Relations internationales*, no. 16, 1978, pp. 315-331.

題が会議の枠組みから排除された状況のもとで、経済秩序の再編は関税・通商政策という限定された領域でのみ議論され、その方法をめぐる対立が解消されることはなかった。この意味で本会議は、戦間期における通商政策をめぐる政治対立の出発点であると同時に、経済秩序の包括的な再編が未達成にとどまったことを示す転換点となったのである。

㈣　関税・通商問題から賠償問題の最終的解決へ

ジュネーヴ国際経済会議で関税・通商政策が中心的争点として浮上したことは、国家間の対立を経済問題の内部に顕在化させる契機となった。会議報告書には、専門家による多くの勧告が盛り込まれており、これをいかに実施するかが次の課題となった。1927年 6 月、国際連盟理事会はこれらの報告書を受理し、その勧告に対する今後の対応について審議を行った[24)]。理事会における議論は、勧告内容の評価そのもの以上に、それをいかなる制度的枠組みの中で処理すべきかという点に集中した。

理事会議長を務めたドイツ外相シュトレーゼマン（Gustav Stresemann）は、会議の勧告を高く評価し、ドイツが積極的に協力する用意があることを表明するとともに、国際連盟による迅速な対応を求めた。ベルギーも同様に経済委員会による早急な着手を支持し、ポーランドやルーマニアといった農業国もこれに同調した。他方で、関税・通商政策に対する国際連盟の関与が国家主権を制約する可能性に懸念を示したイタリアは、これに反対の立場をとった。会議報告書が提案していた恒久的な経済機構の設置についても、国際連盟は主権国家の集合体である以上、その原則を過度に侵すことは認められないとの立場を示した。

イギリスは、会議の結論の大部分について、「すべてではないとしても、同意しているといっても誤りではない」と慎重な態度を維持した[25)]。さらに、理事会決議に関しても、「重要な決議を、すべての政府に好意的な検

24）　SdN archives, “Extrait du Procès-verbal des séances du conseil tenues à Genève le 16 juin 1927”, C-356-M-129-1927-II-VOL1_FR, pp. 19-27.

25）　Ibid.

討に委ねるよう勧告する」との修正を求め[26]、積極的な関与を留保した。これらの反応は、各国が経済協力の必要性を認識しながらも、その制度的処理の方法については合意に至っていなかったことを示している。

理事会における議論は、経済問題として顕在化した対立が、いかなる水準で処理されるべきかをめぐる模索の開始を意味していた。この過程を通じて、関税・通商政策は各国の自主権を前提としつつも、国際的な調整の対象として認識されるようになり、経済委員会における継続的検討を通じて、技術的・専門的に処理されるべき問題と位置づけられた。国際連盟は単なる討議の場にとどまらず、経済問題を継続的に扱う制度的枠組みとして機能し始めた。

制度化の動きは、単一の方向に収斂するものではなかった。むしろここで明らかとなるのは、経済秩序の再編が異なる論理にもとづく二つの方向へと分岐しつつあったという点である。一方では、関税・通商政策を中心とする協調的経済行動が、国際連盟の枠組みの中で段階的・技術的に調整されるべき問題として扱われた。他方で、それらの前提条件を規定する賠償問題および国際資本移転の問題は、これとは別個の交渉領域で処理されるべき問題として位置づけられていった。

実際、二重構造はただちに具体的な制約として現れた。ジュネーヴ国際経済会議でも指摘されていたように、為替の不安定は関税の実効性を損ない、通貨の変動は財政均衡の崩壊を通じて保護関税の維持圧力を生み出した[27]。また、会議の総括が明示するように、賠償問題および連合国間債務は、通商政策に対する根本的な制約条件として存在し続けていた[28]。関税・通商政策の調整は、通貨・信用および国際資本移転の安定なしには実効性を持ちえなかった。

このことは、経済秩序再編の議論が、当初からその前提条件を欠いたま

26） Ibid.

27） SdN archives, “Rapport de la Conférence - Les problèmes d’après-guerre” no. 9, C-356-M-129-1927-II-VOL1_FR, p. 31.

28） SdN archives, “Rapport de la Conférence - Les problèmes d’après-guerre” no. 14, C-356-M-129-1927-II-VOL1_FR, p. 32.

ま展開されていたことを意味する。その帰結として、賠償問題の処理を中心とする金融的秩序の再編と、関税・通商政策を中心とする協調的経済行動とは、制度的に分離された二つの系統として展開していった。そして後者は、前者に依存する構造を内包したまま進展することを余儀なくされた。

ジュネーヴ国際経済会議後の理事会における対応は、経済問題の制度化が開始された段階であると同時に、それが統一的な枠組みとしては成立せず、むしろ分岐的に進行していくことが確定した転換点を画した。

二　賠償問題の金融的制度化――ヤング・プランの形成

㈠　経済問題の再政治化――賠償問題の再浮上

フランス主導のもと開催されたジュネーヴ国際経済会議は、経済の組織化によるヨーロッパ経済秩序再編の方向性を提示したが、その議論は関税および通商政策へと収斂し、国際連盟を通じた技術的・制度的対応の必要性を明らかにするにとどまった。経済問題は制度化の対象として把握されつつも、その実効性を規定する根本条件、賠償問題および国際資本移転の問題は、意図的に議論の枠外に置かれていた。

この排除は問題の解消を意味するものではなかった。むしろジュネーヴ国際経済会議の時点ですでに、ドーズ・プランの制度的限界をめぐり、英米独仏の間で水面下の交渉が進行していた。賠償総代理人ギルバート（Parker Gilbert）は、1926年頃からドーズ・プランの運用上の問題点を提起しており、これが賠償問題を再び交渉の焦点へと引き戻す契機となっていた。

フランスにとって、ドイツ賠償は単なる経済問題ではなく、ヴェルサイユ条約体制のもとで対独優位を維持するための政治的な仕組みでもあった。ドーズ・プランによって、賠償問題は一旦、技術的・経済的枠組みのもとで処理される対象へと転化されたが、その制度的基盤の脆弱性が明らかになるにつれて、「経済問題化」された賠償問題は再び政治問題として浮上

することとなった。再政治化は、単なる状況変化ではなく、ジュネーヴ国際経済会議で分離された二つの系統のうち、賠償問題が独自の交渉領域として再び前景化する過程を意味していた。

ドーズ・プランは英米を中心に策定され、1924年のロンドン協定以降、ドーズ公債をはじめとするアメリカ資本の流入によってドイツ経済の安定と賠償支払いの再開をもたらした。しかしこの制度は、あくまで暫定的な措置にすぎず、移転保護条項によって外貨不足時の支払い停止が可能であったため、賠償履行の確実性は制度的に担保されていなかった。また、賠償総額についても最終的な合意には至っておらず、問題は未解決のまま残されていた[29)]。

一方でドイツは、ドーズ・プランの履行によって一定の安定を回復した後も、最終的な賠償合意交渉には慎重であった。交渉が開始されれば、フランスがラインラント撤兵などの政治問題を賠償額と結びつけ、不利な条件を提示することを警戒していたためである[30)]。このため、賠償問題は制度的には未解決のまま維持され、政治的交渉の潜在的争点として存続していた。

他方で、ドーズ・プランを契機として、英仏および米仏間では連合国債務に関する二国間交渉が進展し、1926年にはメロン＝ベランジェ協定[31)]およびチャーチル＝カイヨー協定[32)]が締結された。しかし、フランスは財

29） AMAE, PA-AP, 166PA-AP André Tardieu, 488, doc. 153–185, “Un court historique des réparations du traité de Versailles au Plan Young”, Paris, 17 janvier 1932.

30） Akten zur Deutschen Auswärtigen Politik 1918–1945（以下 ADAP）, Serie B: 1925–1933, Bd. VI, Nr. 76, “Aufzeichnung des Staatssekretärs des Auswärtigen Amts von Schubert”, Berlin, 1. August 1927. デジタル版：バイエルン州立図書館（BSB）<https://www.bsb-muenchen.de/>（2026年 3 月31日アクセス）

31） United States, World War Foreign Debt Commission, *Combined Annual Reports of the World War Foreign Debt Commission*, Fiscal Years 1922–1926, Washington: U. S. G. P. O., 1927, pp. 257–261.

32） The British Treasury, *Economic Depression and International Finance, 1916–1943: Selected from PRO Class T172/1499A*（以下 PRO T172/1499A と略記）, “French Reparations; War Debts, 1926–1927”, doc. 2–5. マイクロフィルム版：

政赤字とフランの不安定によってこれらの協定を批准することができず[33]、対外債務と賠償問題が結びついたまま未解決の状態に置かれた。このことは、フランスにとって賠償問題の包括的かつ最終的解決が財政再建および通貨安定の前提条件であったことを意味する。

こうした状況で、フランス外相ブリアン（Aristide Briand）は1926年 9 月、シュトレーゼマンとのトワリー会談で、ラインラントからの撤兵などの政治的譲歩と引き換えに、ドイツによる国際市場での資金調達を通じてフランス財政の安定を図る構想を提示した。しかしこの構想は、ドイツ国内の反発および国際金融市場の制約によって実現には至らなかった[34]。このことは、賠償問題の解決が単なる政治的取引によってではなく、より広範な金融制度の再編を必要とすることを示していた。実際、これに先立つ1925年の段階で、賠償総代理人ギルバートは、ドイツの資本調達構造の問題を指摘していた。ドイツ国内の地方自治体や州政府が、アメリカ金融機関を通じて外貨建てで大量の起債を行っていたことは、ドーズ・プランが依拠していた国際資本移転の構造そのものの不安定性を露呈させた[35]。この情報は米英仏間で共有され、特にフランスにとっては、賠償履行が金融市場の動向に依存するというリスクを強く意識させるものであった。

ドーズ・プランの制度的問題とフランスの財政的要請が交差する中で、賠償問題は単なる支払い能力の問題ではなく、国際金融秩序全体の安定性に関わる問題として再認識されるに至った。この認識の転換こそが、賠償

慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵。原資料：英国公文書館（UK National Archives, PRO）

33）PRO, T172/1499A, doc. 176–180,”Poincaré’s refusal”, 22 June, 1926.

34）ADAP, Bd. I. 2, Nr. 88, Nr. 94,” Unterredung Briand–Stresemann, 17. September 1926 in Thoiry”, Genf, den 17. und 20. September 1926.

35）*Foreign Relations of the United States* (FRUS), 1925, vol. II (Washington, D. C.: U. S. Government Printing Office, 1946), “Policy of the Department of State Regarding American Bankers’ Loans to German States and Municipalities”, pp. 172–187. Digital edition: University of Wisconsin–Madison Libraries, <https://search.library.wisc.edu/digital/AG5OAT7XT7HRHX84> (accessed on 30 April 2026).

問題を再び政治的交渉の中心へと引き戻す決定的契機となった。

そこで構想されたのが、ヤング・プランに代表される賠償および連合国間債務の最終的解決を目指す新たな枠組みであった。この過程は、一旦は経済問題として処理されていた賠償問題が再び政治問題として前景化すると同時に、それが国際金融制度の再編を通じて処理されるべき対象として再定義される過程でもあった。

この段階で、ジュネーヴ国際経済会議で分離された二つの系統は、明確に異なる方向へと展開し始めることとなる。一方では、関税・通商政策を中心とする協調的経済行動が国際連盟の枠組みの中で技術的に処理され、他方では、賠償問題が独自の交渉領域で金融的制度として再構築されていくのである。この分離は、経済秩序の包括的再編を分断したまま進行させる構造を固定化するものであり、以後の展開を規定する出発点となった。

㈡　ドーズ・プランの限界とフランスの制度化戦略

ジュネーヴ国際経済会議で分離された賠償問題と経済秩序構想は、その後、それぞれ異なる論理のもとで展開することとなった。本節で扱うドーズ・プラン改訂交渉は、そのうち賠償問題が独自の交渉領域として再編され、金融的枠組みによって処理される方向へと進む過程をたどったのである。

ドイツ経済の安定性に対する懸念は、賠償総代理人ギルバートの覚書によって公然化し、ドイツへの貸付を積極的に行っていた米英の間でも共有されるようになった[36]。イギリス外務省は、1927年11月22日付の覚書で、ドーズ・プランの内容、運用実態、さらにギルバートとドイツ首脳との交渉を詳細に分析し、その制度的問題点を再確認した[37]。そこで指摘された

36）　Parker Gilbert, “Agent General Gilbert’s Memorandum for the German Government”, *Advocate of Peace through Justice*, vol. 89, no. 12, 1927, pp. 693–701.

37）　*Documents on British Foreign Policy 1919–1939*（以下DBFP）, Series I, vol. 4（London: HMSO, 1971）, no. 53, “Memorandum respecting the Views and Actions of the Agent General for Reparation Payments in regard to the Present

問題は、大きく二点に整理される。

第一は、移転保護条項に起因する「トランスファー問題」である。ドーズ・プランのもとでは、ドイツ政府がライヒスマルク建てで支払った賠償金は、移転委員会を通じて、為替市場に影響を与えない範囲で外貨に交換され、各債権国に分配される仕組みとなっていた。しかし、外貨への交換が為替市場に悪影響を及ぼすと判断された場合、支払いは停止されうる。このため、賠償支払いは制度上、必ずしも期日どおりに履行されることを保証されていなかった。ドイツがドーズ・プラン開始後に賠償支払いを継続できたのは、初期段階における支払額が比較的少額に抑えられ、海外からの借入れによってその原資を確保できたためであった。

第二は、賠償支払いの財源構造に関する問題であった。ドーズ・プランのもとでは、賠償支払いの財源には一定の制限が設けられていたが、地方自治体や州政府はアメリカなどで外貨建ての起債を行い、その帰結として各州の財政赤字が拡大し、最終的には連邦政府がその負担を引き受ける構造が生じていた。公共部門への投資は、賠償支払いの原資として期待された貿易収支の改善をもたらす性格のものではなかったにもかかわらず、海外借款による資金流入は国内景気を一時的に好況に見せかけた。その反面、貿易赤字はむしろ拡大していた。1924年のロンドン協定では、賠償支払いの相当部分を連邦政府予算から拠出することが予定されていたため、各州政府の海外借款と財政赤字の拡大によって、1928年以降に増額される賠償支払いの原資確保が困難となる可能性が高まった。

二つの問題は、単なるドイツ財政の問題にとどまらなかった。海外からの借款が市場の事情によって途絶し、賠償支払いが滞った場合、銀行などの民間債権と連合国の賠償債権のいずれが移転上の優先権を持つのかという国際的問題が生じるためである。ドーズ・プランは、賠償支払いを可能にするために国際金融市場に依存しながら、その市場における民間債権と公的賠償債権との関係を十分に制度として整理していなかった。

ベルリンに駐在していたギルバートは、問題への対応をドイツ政府、外

German Financial Situation", 22 November 1927.

相シュトレーゼマン、帝国銀行総裁シャハトに求めた。しかし、ドイツ側で有効な対策が取られることはなかった。むしろドイツ政府内では、移転保護問題を賠償支払額の再交渉に利用しようとする考えが広がっていた[38]。こうした状況を受け、ギルバートは賠償支払いに大きな利害を有するフランスを動かすべく、パリを訪問し、関係者への説得を行った。

1928年 1 月17日、ギルバートはフランス中央銀行総裁モロー（Émile Moreau）とパリで会談し、ラインラントからの早期撤兵と引き換えに、ドイツ賠償債務を債券として市場で流動化する構想を提案した[39]。提案の意義は、賠償問題を単なる国家間の支払い義務としてではなく、市場で流通可能な金融商品として再構成しようとした点にある。賠償債務の流動化は、政治的交渉の対象であった賠償問題を、国際金融市場を通じて処理される対象へと転換する試みであり、賠償問題の制度化を金融秩序の内部で実現しようとするものであった[40]。

この構想は、フランスにとっても大きな意味を持った。フランスは、メロン＝ベランジェ協定に含まれる対米債務の証券化条項[41]と同様の手法を用いて、ドイツ賠償債務を市場で流動化し、それによってドイツからフランスへ、さらにフランスから英米へという資金の流れを制度的に連結させることが可能になると考えた。ギルバートにとっても、構想は、懸案であった民間債権と賠償債権の移転優先権問題を一挙に解決しうるものであった[42]。ギルバートとフランスの利害は一致し、フランスは賠償債務流

38） ADAP, Bd. IV, Nr. 18, “Bemerkungen zu dem letzten Jahresbericht des Generalagenten und über die Möglichkeiten der Revisionpolitik”, Berlin, den 10. Januar 1927.

39） Émile Moreau, *Souvenirs d’un gouverneur de la Banque de France: histoire de la stabilisation du franc, 1926 - 1928,* préface de Jacques Rueff（Paris: M. T. Génin, 1954）pp. 475-476.

40） 賠償債権の流動化（Mobilization）は、債権者（フランス）が保有する賠償債権を利付債券として市場に売り出すこと。債券の購入者は、債権者に代金を支払い、債権者は直ちに資金を受け取る一方で、債務者（ドイツ）は債券の満期まで元本と利息の支払いを行う。

41） PRO, T172/1499A, op. cit., 第 7 条は証券化条項.

42） *DBFP*, Series I, vol. 4, no. 53 “（3）International Problem i. e., Foreign Loans”.

動化構想の推進者となったのである。

この方向性は、ポワンカレ（Raymond Poincaré）の演説によって政治的にも明確化された。1928年４月１日、ポワンカレは南仏カルカッソンヌでの演説で、ドイツ鉄道および賠償債務の流動化を通じて、賠償問題と連合国間債務を包括的に解決する構想を示した。そして、独仏間でフランスの対英米債務返済を可能にする取り決めを結ぶことができるとの期待を表明した[43)]。これにより、フランスはギルバート案を基礎として、ドーズ・プランを恒久的な制度へと再構築する方向へ動き出した。

フランスの制度化戦略の目的は、ロカルノ体制の融和的環境のもとで、ドーズ・プランの改訂を通じてドイツ財政を安定させ、同時にフランス自身の財政問題が長期的に解決される外観を作り出すことにあった。言い換えれば、再政治化した賠償問題を、金融市場と制度的メカニズムを通じて再び経済問題へと転化させることが目指されたのである。また、この戦略は、同時期に安定化に成功した「ポワンカレ・フラン」を背景とするフランスの金融力を梃子として、ヨーロッパ経済秩序を再編しようとする構想でもあった。

しかし、制度化構想には、技術的にも政治的にも大きな障壁が存在した。第一の障壁は、フランスの対英米債務が、既存の二国間協定によって年賦額と総額が固定されていたため、ドイツの賠償支払額をフランスの対英米債務の年賦額および国土復興費用に対応させる必要があった点である。つまり、英仏が資金収支上の支払い超過に陥らないよう、ドイツの最終支払額を設定しなければならなかった。そのためには、英仏の要求を満たしつつ、同時に市場で債券として売却可能な程度に、ドイツの現実的返済能力にもとづいた債務額を確定する必要があった。

第二の障壁は、ドイツの債務不履行に備えた政治的・物理的な安全装置の問題であった。フランスにとって、ラインラント駐留はドイツに賠償支払いを強制するための重要な手段であり、国内世論でも安易な撤兵はドイツへの過度な譲歩と受け取られかねなかった。したがって、賠償債務の流

43）　Artaud, *La question des dettes interalliées*, p. 875.

動化を進めるためには、金融市場に対して債務履行の信頼性を示す必要がある一方で、国内政治に対しては安全保障上の譲歩ではないことを説明しなければならなかった。

フランスの制度化戦略は、賠償問題を金融秩序の内部に組み込むことで、政治問題を、市場を通じて処理可能な経済問題へと再転化させようとするものであった。しかし同時に、それは通商・関税を中心とする経済秩序の再編とは切り離された形で進められた。ドーズ・プラン改訂交渉は、ジュネーヴ国際経済会議で形成された二系統構造を前提としつつ、そのうち賠償問題の側のみを金融的枠組みに組み込んでいく過程であった。

㈢　ヤング・プラン――賠償問題の金融的制度化

本節では、ドーズ・プランの限界を受けて再政治化した賠償問題が、いかにして金融的制度として再編されたのかを、ヤング・プランの成立過程およびその制度構造の分析を通じて明らかにする。ヤング・プランは、単なる賠償額の再調整ではなく、賠償問題を国際金融秩序の内部に組み込み、持続的に運用可能な枠組みとして固定化する試みであった。

賠償問題の再交渉は、1928年 9 月16日の会合で公式交渉の開始が合意されたのち[44]、各国大使および賠償総代理人ギルバートを介して、断続的かつ個別に進められた。翌年 2 月には専門家会議が開始され、イギリスのスタンプ（Sir Josiah Stamp）、フランス中央銀行総裁モロー、ドイツ帝国銀行総裁シャハトらが参加した。4 月にはアメリカ代表ヤング（Owen Young）が議長として加わり、 6 月 7 日付で報告書が完成した[45]。会議に参加した専門家は、いずれも各国金融界の中枢を担う人物であり、制度設

44）　ADAP, Bd. X, Nr. 28, “Aufzeichnung über die Unterredung zwischen dem Herrn Reichskanzler, Herrn Staatssekretär von Schubert, Lord Cushedun, Briand, Hymans, Scialoja und Adatci am Sonntag, dem 16. 9. 1928, 10 Uhr 30 bis 13 Uhr 30”.

45）　“Report of the Experts’ Committee on Reparations : FULL TEXT”, *Current History* (*1916–1940*), vol. 30, no. 4, 1929, pp. 724–59. JSTOR, http://www.jstor.org/stable/45469884. Accessed 22 Apr. 2026.（以下 ”Report of the Experts’ Committee” とする）.

計は高度に専門的な枠組みの中で進められた。

もっとも、専門家主導という形式は、ジュネーヴ国際経済会議と同様でありながら、その実質では大きく異なっていた。ジュネーヴ国際経済会議が政治的利害からの切り離しを前提としていたのに対し、ヤング・プランの専門家は各国政府の意向を強く反映した存在であった[46]。ここでの「専門家」は、政治から独立した技術的主体ではなく、政治的利害を金融的言語に翻訳する媒介として機能していた。賠償問題は「戦争の清算[47]」という政治的性格を維持しながらも、経済問題という形式で再構成されていた。

ヤング・プランの制度設計の核心は、賠償支払いを安定的かつ予見可能なものとする枠組みの構築にあった。そのため、ドーズ・プランにおける不確実性の要因であった移転保護制度は事実上廃止され、ドイツに財政的自立にもとづく単独責任を負わせることで信用を高めることが目指された[48]。同時に、制度の移行を円滑にするため、無条件年賦（unconditional annuity）と延期可能な条件付年賦（conditional annuity）からなる二層構造が導入され、支払いの確実性と柔軟性の両立が図られた[49]。この構造は、支払いを政治的裁量から切り離し、制度として固定化することを意図したものであった。

もっとも、移転問題そのものが解消されたわけではなかった。賠償支払いは依然として外貨調達に依存しており、その履行は国際金融市場における資本移動の状況に規定されていた。移転問題は制度の外部に排除されたのではなく、「流動化（mobilization）[50]」と呼ばれる債券発行を通じて、むしろ制度の内部に組み込まれることとなった。ヤング・プランは、賠償問

46）ADAP, Bd. X, Nr. 90, “Der Botschafter in Paris von Hoesch an das Auswärtige Amt, 2-Bezüglich der Persönlichkeiten der Kommissionsmitglieder”, PARIS, den 30. Oktober 1928.

47）ADAP, Bd. X, Nr. 28.

48）“Report of the Experts’ Committee”, Part XI The New Plan Contrasted With the Dawes Plan, 3 “Attainment of Financial Autonomy”, p. 740.

49）Ibid., Part VII “Form and Amount of Annuities”, Part VIII “Annuities under the New Plan”, pp. 732-738.

50）Ibid., Annex III “Mobilization of Debt for Bond Issue”.

題を政治的交渉から切り離しつつ、その実現を市場の安定性に依存させるという新たな構造を形成した。

制度的再編を支える中核的機関として設立されたのが、国際決済銀行（Bank for International Settlements）であった[51)]。国際決済銀行は、賠償支払いの受渡しおよび資金配分を技術的に管理する常設機関として構想され、国家間の政治的対立から相対的に独立した形で機能することが期待された。このような機関の設立は、賠償問題を国際金融制度の内部に位置づけ、継続的に運用可能な枠組みへと転化する試みを象徴するものであった。

さらに、賠償債務の流動化は、この過程を決定的に推進した。賠償支払いは市場で流通可能な証券として発行されることにより、国家間の政治的義務から金融資産へと転化された。この手法は、フランスにとっては対英米債務との資金的連結を可能とするものであり、財政的安定を確保するための重要な手段であった。同時にそれは、賠償問題を、市場を媒介とする制度として固定化することを意味していた。

以上の制度構造から明らかなように、ヤング・プランは、賠償問題を金融的制度として再構成する試みであった。それは、政治的交渉の対象であった問題を、市場と制度を媒介として処理する枠組みへと転換するものであり、賠償問題の非政治化と制度的固定化を同時に実現しようとするものであった。

ここでいう「非政治化」とは、政治的対立そのものが消滅することを意味しない。むしろ、国家間の対立や利害対立を、政治的交渉から切り離し、専門家委員会や金融的制度を通じて処理可能な技術的・経済的問題として再構成する過程を指す。したがって非政治化とは政治の消失ではなく、政治的対立の表現形態の転換として理解される。

他方で、この枠組みは、ヨーロッパ経済秩序の再編という観点からは限定的なものであった。ヤング・プランは賠償問題を金融秩序の内部に組み込むことには成功したが、通商・関税を中心とする経済秩序の再編とは切り離された形で進められた。それはジュネーヴ国際経済会議で形成された

51） Ibid., “Part VI Function of International Bank”, pp. 729–732.

二系統構造を前提とし、そのうち賠償問題の側のみを制度化するものであった。協調的経済行動の議論は依然として未解決のまま残され、その実現可能性は賠償問題に由来する通貨・信用の安定性に依存するという構造が維持されたのである。

この構造の核心は、本来技術的に決定されるべき賠償総額が、依然として英独仏間の政治的交渉の対象であった点である。賠償問題は制度的には金融化されたにもかかわらず、その根幹ではなお政治的性格を保持していた。この意味において、ヤング・プランは賠償問題の完全な非政治化を達成したのではなく、政治的問題を金融的制度の内部に組み込むことによって処理する新たな段階を示すものであった。

㈣　交渉における政治・経済問題の交錯――ヤング・プランはドーズ・プランを克服したか？

ヤング・プランで提示された制度は、移転保護制度の廃止によるドイツの財政規律の確保、支払保証による信用の向上、さらに賠償債務の証券化による流動化といった手法を通じて、賠償問題の処理を政治的裁量から切り離し、市場原理に委ねることを目指すものであった。とりわけ、国際金融市場を媒介として仏独間および仏米間の資金関係を連結し、賠償問題と連合国間債務を一体的に処理しようとした点で、制度は画期的であった。フランスにとって、それは賠償問題の包括的解決に向けた重要な前進として認識された。

この意味において、ギルバートが構想したドーズ・プランの改訂は、一見すれば当初の目的を達成したかに思われた。賠償問題交渉に関与した英独仏のいずれの当事者も、ヤング・プランがドーズ・プランを根本的に克服したという確信には至らなかった。その理由は、ヤング・プランがなお複数の未確定要素を内包していた点にある。賠償総額、支払期間、年賦の構成、さらには履行を担保するためのラインラント撤兵問題といった主要論点は、依然として最終的な政治的合意を必要とする問題として残されていた。

これらの論点は、本来経済的・技術的に処理されるべき制度の構成要素

でありながら、実際には国家間の政治的利害に直結する問題であった。したがって、制度の外形がいかに精緻に構築されたとしても、その核心部分は依然として政治交渉に依存せざるを得なかった。

この点は、同時代の金融的観点からも指摘されている。ドイツ帝国銀行総裁シャハトは、ヤング・プランによってドイツの信用が強化されるとの前提に懐疑的であった。シャハトは、ドイツの支払能力が信用に依存すること自体は認めつつも、その信用は最終的には各国の資本家の判断、国際金融市場における銀行の行動によって決定されるとし、制度的設計のみではその基盤を保証しえないと論じた[52)]。この指摘は、ヤング・プランが依拠した市場メカニズムそのものが、制度の外部ではなお不確実性を内包していたことを示している。

制度形成の過程で注目すべきは、ヤング・プランの制度が、1929年の専門家委員会における純粋な技術的検討の成果として生み出されたものではなかった点である。むしろその基本的枠組みは、1928年秋以降に各国間で進められた非公式折衝の中で形成されており、専門家委員会はそれを技術的に整理し制度として確定する役割を果たしたにすぎなかった。制度の基礎は政治交渉によって形成され、その後に金融的技術によって補強されたのである。

ヤング・プランは賠償問題を経済問題として再構成し、制度的に固定化することを目指したが、その具体的構成要素、賠償総額、年賦額、支払期間、無条件年賦と延期可能年賦の配分、不履行時の強制措置といった点に関する交渉では、賠償問題は再び政治問題として取り扱われることとなった。制度化されたはずの問題は、その核心部分において再び政治交渉へと引き戻されたのである。

以上の点から明らかなように、ヤング・プランはドーズ・プランの制度的欠陥を一定程度克服し、賠償問題を金融秩序の内部に組み込むことには成功した。しかし、それは賠償問題を完全に非政治化したわけではなく、

52） ADAP, Bd. X, Nr. 100, “Der Präsident des Reichsbank-Direktoriums Schacht an den Botschafter in Paris von Hoesch”, Berlin, den 2. November 1928.

むしろ政治問題を金融的制度の内部に組み込むことによって処理する新たな段階を示すものであった。したがって、ヤング・プランはドーズ・プランを克服したのではなく、その問題を別の形で再構成したにとどまったと評価すべきである。

このようにして形成された金融秩序は、政治的妥協の産物であるがゆえに、制度としては硬直的な性格を帯びていた。各国の賠償制度は市場に強く拘束された形で固定化され、政策的裁量の余地が著しく制限された。このことは、ジュネーヴ国際経済会議で主要問題として提起された関税および通商政策の調整にも影響を及ぼし、協調的経済行動の実現可能性を制約する要因となった。

次章では、ハーグ会議に至るまでの各国間交渉の展開を検討し、制度化された金融秩序が、いかにして政治的妥協と結びつきながら具体化されていったのかを明らかにする。

三　ハーグ会議（第一次）

㈠　水面下の交渉からパリ専門家会議まで――技術化された対立の形成

本節では、ヤング・プランの制度設計がいかなる過程を経て形成されたのかを、水面下の事前交渉およびパリ専門家会議の分析を通じて検討する。第二章で明らかにしたように、ヤング・プランは賠償問題を金融的制度として再構成する試みであったが、その制度的枠組みは専門家会議で新たに創出されたものではなかった。むしろ、その基本条件はすでに1928年の段階で各国間の非公式交渉を通じて形成されており、専門家会議はそれを技術的に補完し制度化する役割を担ったにすぎなかった。

この点は、制度形成の性格を理解するうえで決定的に重要である。制度設計は、新たな解決策の創出過程ではなく、各国の政治的・経済的制約が相互調整された結果を技術的に形式化する過程として把握される。

ドーズ・プランの限界が賠償総代理人ギルバートによって明らかにされ、

改訂に向けた協議が水面下で開始された段階で、すでに各国の立場は明確に分化していた。フランスは、賠償の確実な履行を通じて対外債務との連結を図り、財政的安定を確保することを最優先とした。ドイツは、賠償負担の軽減を志向しつつ、ラインラント撤兵が賠償交渉の政治的交換条件とされることを強く警戒した。イギリスは、バルフォア原則[53]にもとづき、自国の対外債務との均衡を前提として追加負担を回避する立場をとった。賠償問題は単なる支払い条件の調整ではなく、各国の財政構造および国際金融秩序に対する立場の差異を反映する問題として位置づけられていたのであった。

1928年9月の協議で設置が合意された専門家委員会は、形式上はジュネーヴ国際経済会議と同様に、政治的交渉を排除し、専門家による技術的検討に委ねる方式を採用した。「技術化」は問題の中立化を意味するものではなかった。むしろそれは、政治的対立を可視化しにくい形で制度設計の内部に組み込む作用を持っていた。

実際、事前交渉の過程では、すでに主要な条件が確定しつつあった。イギリスでは、蔵相チャーチル（Winston Churchill）がバルフォア原則にもとづき、対外債務支払いと均衡する賠償受取額を要求し、それが満たされない場合にはドーズ・プランの継続を主張した。ギルバートは1928年10月にロンドンを訪問し、ドイツの年間支払能力を1億ポンド（当時のレートで20億マルク）とする見通しを提示してチャーチルの同意を取り付けようとした[54]。チャーチルはこれに対し、フランスの同意を条件としたため、ギルバートはパリに赴き、ポワンカレとの間で年賦額および配分率に関する覚書を取り交わした[55]。

53） PRO, T172/1288, “Reparation and Inter-Allied Debt: Plan for settlement along the lines of the Balfour note, 1922”, doc. 3-8, 19 Aug. 1922.

54） *DBFP,* Series IA, vol. 5, chap. 2, No. 182, “Note 2: Account by Mr. Churchill of conversations on Oct. 12-13 with Mr. Gilbert on possible reparations settlement based on annuity of £100m. H. M. G. would not recover arrears in respect of Balfour Note policy”, PARIS, 19 October 1928.

55） *DBFP,* Series IA, vol. 5, chap. 2, No. 200, “Note française sur les réparations remise au Chancelier de l’Échiquier le 30 octobre 1928”, 30 Oct. 1928.

他方、ドイツにとってはラインラント撤兵問題が重要な争点であった。ドイツは当初、撤兵を賠償問題とは切り離して扱うことを求めたが、フランスは占領を賠償履行の担保として位置づけ、早期撤兵にはオーストリアとの合併（Anschluss）を行わない宣言をするという政治的条件を付す立場をとった[56]。さらに、賠償総額および年賦額に関する基本的枠組みも、専門家会議以前にほぼ定まっていた。ギルバートはドイツ政府に対し、賠償総額をドーズ・プランの現在価値に相当する約400億マルクとする案を提示していた[57]が、シュトレーゼマンは、年賦額が20億マルクを超える場合にはドイツの支払能力を超えるとして強く反発した[58]。制度の核心部分はすでに政治交渉によって規定されていた。

1929年2月にパリで開催された専門家会議、いわゆるヤング委員会は、これら事前交渉で形成された条件を前提として、支払回数および年賦額の確定、ならびに賠償債務の流動化を可能とする制度設計を技術的に整備した。専門家会議は新たな解決を創出したのではなく、既存の政治的合意を金融的制度として表現する役割を担った。

以上の過程は、三段階として整理することができる。第一に各国の財政的・政治的制約の確定、第二にそれら制約の非公式交渉による相互調整、第三に交渉結果の専門家会議による技術的翻訳である。この意味において、制度設計とは問題解決の過程ではなく、制約条件の形式化であった。

したがって、ヤング・プランの制度は、その技術的精緻さにもかかわらず、各国の利害対立を内包した構造を有していた。このことは、賠償問題が制度として固定化された後でも、その解釈および運用に関して、政治的対立が不可避であったことを意味する。そして、このような制度内部に組み込まれた対立を最終的に調整する場として位置づけられたのが、ハーグ会議であった。

56） ADAP, Bd. X, Nr. 16.
57） ADAP, Bd. X, Nr. 53.
58） ADAP, Bd. X, Nr. 147.

㈡　パリ専門家会議後――ヨーロッパ連邦構想

パリにおける専門家会議は、1929年 6 月 7 日付で報告書を関係各国に提出した。その内容が伝わると、ドイツ国内では強い反響が生じ、一部の報道は、マドリードにおけるブリアンとシュトレーゼマンの接触によって、未解決問題の包括的解決が見込まれると伝えた[59]。

1929年 6 月11日に行われた両者の会談は、専門家会議の後に政治会議を開催するという既定方針の再確認と、その準備のための接触開始を目的とするものであった。政治会議は、戦争によって残された諸問題を処理する「戦争の総決算」の場とすることが合意された。

しかし、会談でブリアンは、単なる賠償問題の最終処理にとどまらず、その後のヨーロッパの政治的・経済的秩序の再編という問題へと議論を拡張した。彼は、アメリカの圧倒的な金融力を前にして、ヨーロッパ諸国が分断されたままでは、その経済的自立は維持しえないと認識し、これに対抗するためにはヨーロッパ諸国の協力が不可欠であると指摘した[60]。

この文脈において、ブリアンはシュトレーゼマンに対し、「ヨーロッパ連邦（fédération européenne）」という表現を用い、国家間の協調関係の制度化を構想として提示した。他方でシュトレーゼマンは、ドイツが依然として資本不足の状態にあり、アメリカ資本への依存を回避しえない現実を指摘し、ヨーロッパ的協力が実現されるためには代替的な資本供給の枠組みが不可欠であると応答した。

ここで示された構想は、賠償問題の解決を前提として、ヨーロッパ諸国の経済的協調を実現しようとするものであった。しかし、この構想は、前節で検討した制度形成の過程とは異なる論理に基づいていた点に注意する必要がある。ヤング・プランが各国の制約条件を前提として制度を構築したのに対し、ブリアンの構想は、政治的意思によってそれら制約を超える協調関係を構築しようとするものであった。

59）　ADAP, Bd. XII, Nr. 19.

60）　Ibid.

ブリアンは、独仏接近政策が依然として維持されていることを根拠として、世論も新たな協力体制へ適応しうると判断した。また、専門家会議が一時的に停滞した局面で、政治的介入および国際連盟の関与によって交渉が前進した経験から、国際連盟を媒介とする協力関係の可能性にも一定の確信を持っていた。

会談の内容は、後の国際連盟総会におけるブリアン演説、「ヨーロッパの連邦的連合構想」の基礎をなすものであった。そこでは、経済統合を実現するためには政治的枠組みが優先されるべきであるという認識が示されており、後に展開されるヨーロッパ統合構想の基本的方向性がすでに提示されていた。しかし、この段階ではそれはなお構想にとどまり、その実現は複数の前提条件に依存していた。

とりわけ重要なのは、構想が賠償問題の解決を不可欠の前提としていた点である。賠償問題の解決によって財政均衡と通貨安定が達成され、信用が回復されて初めて、通商および関税問題の調整へと進むことが可能になると想定されていた。ブリアンは、ヨーロッパ全体の貿易規模が潜在的にはアメリカに匹敵しうることを認識し、統合によってその潜在力を現実化できると考えた[61)]。

もっとも、このような構想は、制度形成の現実とは緊張関係にあった。ヤング・プランの形成過程で明らかとなったように、各国はそれぞれの財政的・政治的制約にもとづいて行動しており、制度はそれら制約を固定化する形で構築されていた。これに対し、ヨーロッパ統合構想は、それら制約を乗り越える協調を前提としていた。

実際、ハーグ会議を前にした段階で、各国の立場はむしろ先鋭化していた。イギリスは分配率問題をめぐって強硬な姿勢をとり、フランスはラインラント撤兵問題で譲歩を拒み、ドイツは主権回復と賠償負担軽減を不可分のものとして主張した。賠償問題の最終的解決が現実的課題となるにつれて、それはヨーロッパの統合を促進する契機となるのではなく、むしろ各国の利害対立を顕在化させる場となりつつあった。

61）　Ibid.

以上のことから明らかなように、この時点で、ヨーロッパ統合構想は賠償問題の解決を前提としていたが、その前提条件を調整する現実の制度形成過程では、各国の制約がむしろ強化されていた。構想が想定する「協調」と、制度が固定化する「制約」との間には、すでに構造的な乖離が生じていた。この乖離は、ハーグ会議で最終的に顕在化することとなる。

㈢　ハーグ会議――仏独協力政策の構造的制約の顕在化

ハーグ会議は、ヤング・プランによって構想された賠償問題の金融的制度化を、政府間合意によって政治的に承認する場として招集された。それは、第一次世界大戦後の賠償問題を最終的に清算し、ヨーロッパにおける経済的安定と協調の前提条件を確立する試みであった。

会議の準備過程および本会議の議論で明らかとなったのは、「最終的清算」がただちに各国の協調的行動を導くものではなかったという事実である。むしろ、賠償問題の処理が現実的な課題となったことによって、各国はそれぞれの政治的・経済的合理性にもとづく立場を前面に押し出し、その対立を顕在化させた。

1929年 5 月の総選挙によってイギリスでは労働党政権が成立し、マクドナルド（Ramsay MacDonald）が首相に就任した。他方、フランスではポワンカレが会議直前の 7 月27日に病気を理由に辞任し、ブリアンが暫定的に政権を率いた。こうした政治的変化は、ハーグ会議における交渉環境を大きく変化させた。

ハーグ会議は1929年 8 月 6 日に開会した。フランスからは外相ブリアンと財務大臣シェロン（Henri Chéron）、イギリスからは蔵相スノーデン（Philip Snowden）と外相ヘンダーソン（Arthur Henderson）、ドイツからは外相シュトレーゼマンが参加した。

会議は、開会直後からイギリス蔵相スノーデンの発言によって紛糾した。スノーデンは、専門家委員会が提示した年賦額の配分比率がスパー会議の原則に基づいておらず、イギリスに不利である一方、イタリアに有利であると主張した。また、無条件年賦の配分がフランスに有利であり、専門家案の支払スケジュールではイギリスのバルフォア原則が満たされないとし

て、その損失を回復できない限り合意できないと繰り返し主張した[62]。この発言により、会議冒頭から英仏関係は急速に先鋭化した。

フランスにとって、状況はきわめて困難であった。メロン＝ベランジェ協定に組み込まれた債務の一部は、協定が未批准のままであれば 8 月 1 日に支払期日を迎えるため、フランスは関係各国すべての同意を必要とする留保を付して批准を行っていた。また、フランス全権団は、ラインラント撤兵を賠償支払合意後に開始するという方針に拘束されていた[63]。したがって、ヤング・プランの成立は、フランスにとって賠償問題のみならず、対英米債務、財政安定、ラインラント問題を同時に処理するための不可欠の条件であった。

ラインラント問題もまた、会議における重要な対立点となった。ブリアンは政治委員会で、ヤング・プランが採択・実施される場合にのみ撤兵交渉を開始しうると述べた。これに対してシュトレーゼマンは、ドイツには早期撤兵を要求する権利があると主張した[64]。さらにイギリス外相ヘンダーソンは、ラインラントの早期撤兵方針を、賠償交渉が停滞しているにもかかわらず進めるよう主張し[65]、フランスはこれを拒否した。この段階で、ポワンカレとチャーチルの間で形成されていた英仏協調は、ハーグ会議の開始とともにすでに崩壊していたことが明らかとなった。

スノーデンは、シェロンとの協議でも妥協を示さず、合意に至らない場合にはドーズ・プランを継続すべきであると主張した。またヘンダーソンは、イギリスは賠償交渉の結果にかかわらずラインラントから早期に撤兵するとの姿勢を示した。イギリスの単独撤兵は、占領諸国の連帯の破綻を意味し、フランスの対独政策を根本から揺るがすものであった。

このような状況のもとで、各国はそれぞれ深刻な制約に直面していた。ヤング・プランに各国が合意しない場合、フランスの債務協定批准は意味を失い、フランスはアメリカへの債務履行を迫られることになる。ドイツ

62） AMAE, CPCOM carton 39, doc. 197–198.
63） Ibid., doc. 84–85.
64） Ibid.
65） Ibid., doc. 145–146.

にとっては、ドーズ・プランの継続はラインラント撤兵の遅延を意味した。さらに、9月に期日を迎えるドーズ・プランにもとづく支払いについても、資金手当の目途は立っていなかった。

ドイツにとってさらに深刻であったのは、撤兵時期の問題であった。ブリアンが、冬季の移動困難を理由として撤兵には1年以上を要すると述べたことに対し、シュトレーゼマンは強く反発した。賠償問題の解決によって多額の支払義務を負うドイツ国民が、合意後1年を経過してもなおラインラントにフランス軍が駐留している現実を受け入れることはない[66]、というのが彼の主張であった。

会議が紛糾したまま最終日を目前に控えた8月28日、イギリスが要求する取り分の75%に相当する利益を与えることを条件として、スノーデンはヤング・プランへの原則的同意を与えた[67]。その結果、イギリスに割り当てられる年賦は増額され、ドイツは追加の無条件年賦を負担することとなった。また、イタリアもその一部をイギリスに譲歩せざるを得なかった。翌日、ブリアンは政治委員会で、ラインラント撤兵は1930年6月末を超えない8か月以内に完了することを約束し、会議は閉会した[68]。

以上のように、ハーグ会議は、制度の承認の場であると同時に、その制度に内在していた制約が政治交渉の場で顕在化する場でもあった。ヤング・プランによって一旦は金融的に調整されたはずの対立は、政府間交渉の過程で再び表出した。制度は各国の協調を自動的に保証するものではなく、むしろ各国の財政的・政治的制約を固定化したうえで、それを政治的に承認させる枠組みとして機能した。

この意味において、ハーグ会議は仏独協力政策の限界を明らかにした。フランスは賠償問題の金融的制度化を通じて財政安定と安全保障を同時に確保しようとしたが、その実現にはイギリスの分配要求、ドイツの主権回

66） ADAP, Bd. XII, Nr. 191, “Der Reichsminister des Auswärtigen Stresemann（z. Z. Scheveningen）an Ministerpräsident Briand（z. Z. Den Haag）”, den 19. August 1929.

67） AMAE, CPCOM carton 40, doc. 131-132.

68） Ibid., doc. 175-177.

復要求、ラインラント撤兵をめぐる国内政治上の制約が重なった。仏独協力はヨーロッパ的協調の基礎となるどころか、各国の異なる合理性によって制約される構造を露呈した。

㈣　小　括

第一次ハーグ会議は、スノーデンの強硬な姿勢によって交渉が停滞する局面を迎えたものの、最終的には専門家委員会の基本方針を変更することなく、賠償額の国別配分の一部修正にとどまる形で合意に至った。もっとも、国際決済銀行の具体的機能や罰則規定など、制度の運用に関わる重要事項は未解決のまま残され、第二次会議へと先送りされた。

ハーグ会議における政治的合意の困難は、主としてイギリスと仏独伊の対立として現れた。イギリスの修正要求は、ヤング・プランの根幹を否定するものではなかったが、その交渉姿勢は自国の財政的制約および対外債務構造に強く規定されており、多国間的な制度調整よりも自国の負担均衡を優先するものであった。この点は、ブリアンが同時期に構想していた「ヨーロッパ連邦」的協調の可能性に対して、現実の政治過程がどのような制約を課していたかを示唆している。

第一次ハーグ会議の結果、国際資本移転の問題は制度的には一定の整理を与えられたと考えられた。実際、1929年 9 月 5 日の国際連盟総会で、ブリアンは「ヨーロッパの連邦的連合」構想を提起し、賠償問題の最終的解決と第一次世界大戦の清算が完了したとの認識が広がった。これにより、ヨーロッパの国際政治は、通商政策および関税問題の調整へと重心を移す段階に入ったと理解されたのである。

とはいえ、制度的解決は、そのまま経済秩序の安定を保証するものではなかった。ヤング・プランによって構築された金融的制度は精緻であったが、それが前提とする国際金融市場の動態との整合性や、その持続可能性については十分に担保されていなかった。ドーズ・プランで問題とされた移転保護の問題も、条件付年賦の導入によって完全に解消されたわけではなく、制度内部に組み込まれた形で残存した。また、ラインラント撤兵の合意によって地政学的リスクは一定程度低下したものの、短期資金を中心

とするドイツへの資本流入の不安定性に対しては、制度的な対応が講じられていなかった。

この結果、ドイツの信用の維持は制度によってではなく、市場の動向に依存する構造が維持された。賠償問題は金融的制度の内部に組み込まれたものの、その履行の安定性は依然として外部の市場条件に規定されていた。

以上のように、各国はそれぞれの政治的・経済的合理性にもとづいて行動し、その利害の調整の結果として金融的制度が構築された。しかし、その制度は政治交渉を通じて解決されるべき現実的な安全装置を十分に備えるものではなかった。フランスはこの制度を前提として、ヨーロッパの経済的統合に向けて通商・関税問題の調整へと進もうとしたが、その基盤はなお不安定であった。

以上の検討から明らかなように、ヤング・プランをめぐる制度形成は、各国の政治的・経済的制約を前提として構築され、形成された制度は、それらの制約を内部に組み込んだ構造を有していた。この意味において、制度の精緻化は対立の解消を意味するものではなく、むしろそれを制度として固定化する過程であった。

おわりに——二つの「経済」会議から

本稿は、第一次ハーグ会議をもって分析を区切る。交渉で中心的役割を果たしたシュトレーゼマンはその直後に急逝し、ブリアンは「ヨーロッパ連邦構想」へと活動の軸足を移した。第二次ハーグ会議以降の交渉はフランス首相タルデュー（André Tardieu）とドイツ外相クルティウス（Julius Curtius）を中心に展開されることとなり、フランスの対独協力政策は新たな局面へと移行した。

本稿は、ジュネーヴ国際経済会議と第一次ハーグ会議という二つの会議を対象として、ロカルノ体制下におけるフランスの経済外交を検討してきた。両会議はいずれも「経済問題」を扱う国際会議として構想され、前者は通商・関税問題を中心とし、後者は賠償問題を金融的制度によって処理する試みであった。いずれも国際経済協調の制度化を目指す場であった。

しかしながら、本稿の分析が明らかにしたのは、これら二つの会議が同一の問題領域に属しながらも、その制度形成の論理において決定的に異なっていたという点である。ジュネーヴ国際経済会議では、政治的対立を回避しつつ専門家主導の協調的解決が模索されたのに対し、ハーグ会議では、事前の政治交渉によって形成された各国の立場が、専門家会議を通じて制度として表現されるに至っていた。ここで制度設計とは、新たな解決を創出する過程ではなく、各国の政治的・経済的制約を調整した結果を技術的に形式化する過程として機能していたのである。

この点において、ハーグ会議は、経済問題の非政治化を目指す試みとしてではなく、むしろ政治的対立を制度の内部に組み込む契機として理解されるべきである。賠償問題は金融的制度の枠組みによって処理されることで一見すると非政治化されたかに見えるが、実際には各国の財政構造および国際金融秩序に対する立場の差異が制度の内部に固定化される結果となった。

この過程は通商・関税問題と国際資本移転という、相互に密接に関連する二つの問題領域を分離し、それぞれ異なる制度的枠組みの中で固定化する契機となった。分離は、フランスが構想した経済秩序の再編において、各政策領域が相互に制約しあう構造を生み出した。

ヤング・プランによって戦争の清算を達成したフランスは、ポワンカレ・フランによる安定化を背景とする金融的基盤をもとに、通商・関税問題の解決を通じた経済的統合へと政策の重点を移した。それは、「協調的経済行動」に関する国際会議への関与[69]や、「建設的計画[70]」、さらにはタルデュー・プランへと連なる構想として具体化されていく。

しかし、ヤング・プランによって構築された制度は、当時の国際金融市場の動態と必ずしも整合的ではなかった。第一次ハーグ会議直後に発生したアメリカに端を発する金融危機は、ドイツへの短期資金の急激な流出を

69）　Schirmann, *Crise, Coopération Économique et Financière*, chap. V–VI.

70）　SdN archives, “Mémorandum du Gouvernement français exposant les moyens qu’il estime susceptible de remédier à la crise qui sévit actuellement en Europe”, C–338–M–151–1931_FR.

引き起こし、ヨーロッパ経済全体の不安定化を招いた。また、危機時対応や短期債務処理に関する国際的枠組みは十分に整備されておらず、制度の運用は市場の動向に大きく依存する構造にとどまっていた。

ヤング・プランは単なる制度設計上の不備として理解されるべきではない。むしろ問題の核心は、政治的交渉によって解決されるべき諸課題が制度設計の過程で先送りされた点にある。その帰結として各国の政治的・経済的制約が制度の内部に固定化された点にあった。ドイツの短期債務の長期化や危機時対応の枠組みといった、本来必要とされた国際的調整は十分に実現されず、そのことが制度の脆弱性を内在させる要因となった。

以上の分析から、本稿は、1920年代末の国際経済会議が、経済問題の解決を目的とする場であると同時に、各国の政治的・経済的制約を制度として固定化する過程であったことを明らかにした。このような制度化のあり方は、その後のヨーロッパ経済秩序の再編でも重要な前提条件を形成したと考えられる。

もっとも、本稿は、ジュネーヴ国際経済会議と第一次ハーグ会議という二つの会議が、通商・関税政策と国際資本移転を分断・固定化する端緒となったことを示したにとどまる。この体制のもとで、経済外交がいかなる経路をたどり、どのような政策的連続性を有したのかについては、引き続き外交史料にもとづく実証的検討が必要である。

本稿は以上の観点から既存研究を補強し、1920年代末における国際経済秩序の形成過程に対する新たな視座を提示することを試みた。今後は、とりわけフランスの経済外交の展開を軸として、制度的帰結と限界をさらに精緻に検討していく必要がある。

佐々木　裕史（ササキ　ヒロフミ）
所属・現職　慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
最終学歴　慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程
専攻領域　国際関係史　フランス外交史
主要著作　「戦間期フランス経済外交とドナウ地域における統合構想の試み――タルデュー・プランの構想過程と多国間交渉の展開を中心に――」『法学政治学論究』第147号（2025年12月）
「ローザンヌ会議とストレーザ会議（1932年）――欧州経済秩序再編とフランス外交――」『法学政治学論究』第149号（2026年 6 月）